返還は不要です

熊本県奨学のための給付金
熊本県専攻科のための奨学のための給付金

家計急変世帯への支援のご案内

１．概要

熊本県では、家庭の経済状況にかかわらず、進学の意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して「熊本県奨学のための給付金」および「熊本県専攻科の生徒への奨学ための給付金」の給付を行います。

従来の住民税所得割非課税世帯に加え新たに家計急変により保護者等の収入が激減し、非課税世帯に相当すると認められる世帯を対象に給付を実施します。

２．対象となる方

○お子さんが私立の高等学校（特別支援学校高等部生徒を除く）、専修学校高等課程、 専修学校一般課程等又は高等学校等専攻科に在学しており、高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の受給対象者であること。

○上記に該当する生徒の保護者（親権者）が熊本県内に住所を有すること。

○家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税の世帯に相当すると認められること。

○生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯は給付対象となりません。

表１

世帯構成	年収見込み
３人世帯	２，２１４，２８６円未満
４人世帯	２，７１４，２８６円未満
５人世帯	３，２１４，２８６円未満

※前述の書類を元に家計急変発生後１年間の年収見込額を推計して、表１により判断します。

※表１はあくまでも目安であり、個別に判定します。

３．生徒一人当たりの給付額（年額）

所得要件等		全日制・定時制	通信制	専攻科
生業扶助受給世帯		対象外		
非課税世帯（生業扶助受給世帯を除く）	第１子の高校生等	１２９，６００円	５０，１００円	５０，１００円
	第２子以降の高校生等	１５０，０００円		

※７月以降に家計が急変した場合は翌３月までの月数に応じた額となります。

４　申請の手続き

① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」又は「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
② 申立書
③ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
（例：離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など）
④ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
（例：課税証明書の写し等(家計急変前)、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後））
⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
（例：扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など）
⑥ 誓約書
⑦ 振込口座が確認できる書類
⑧ 当該世帯に扶養されている２人目以降の高校生等又は１５歳（中学生を除く）以上２３歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる「健康保険証の写し」
※ 給付金額が第二子単価（年額１５０，０００円）となる場合は提出してください。
※ 国民健康保険に加入しているため、扶養・被扶養の記載がない場合は「健康保険証の写し」と「扶養誓約書」を、健康保険証を保持していない場合は「扶養誓約書」のみを提出してください。
⑨ 在学証明書（熊本県外の学校に通われている場合）

※ **給付金の支払日については、審査終了後書面でお知らせします。**

学校への申請期限　：　令和３年（２０２１年）　６月　４日

学校への連絡先　　：　０９６―３８２―１１４６